
○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 鈴木源一郎 君

○議長（稲葉昭宏君） 一般質問を続けます。

通告順位3番、鈴木源一郎君。

（10番 鈴木源一郎君 登壇）

○10番（鈴木源一郎君） 日本共産党と町民を代表して一般質問を行います。

私の質問は2つであります。まず、星山線の問題から入ってまいります。

星山線崩落災害は発生してからすでに3年になろうとしているわけですが、現場は依然として手つかずで常軌を逸した事態であり、どう考えてもひどすぎるわけがあります。この被災家屋の現場は、家の土台の亀裂が少しずつ少しずつ広がってきており、家屋のゆがみは進行して取り返しのつかない状況になりつつあるわけがあります。

町は、この間被災者との話し合いで復旧の工法はテラセルから井桁工法にする話だけは一致をしたものの、費用分担は依然として妥結のめどは全然たっていない。

町長、費用分担で被災者が5パーセントを譲歩しなければ、復旧工事はやらないでいつまでも放置する考えではないですか。裏山が家屋にのしかかった急を要する事態、それが少しずつ家を押して進行形になっていて、この災害を3年近くも放置しておく。被災者が5パーセントを譲歩しない限り復旧工事はやらないのですか。これは許されないことでもあります。現実はどうなっているわけですが、明確な答弁を求めるものであります。

次に、星山線の2点目です。町長、9月議会で請願が採択されました。この審議の中で、この紹介議員は被災者が5パーセント、150万円の受益者負担が必要であることを拒否したと答弁をしたことになっております。それが議事録に出ているわけですが、担当課長はそれをとらえて、被災者が5パーセント、150万円で妥結する考えはないと言っているわけがあります。従って、被災者との交渉は大変難しいとも言っているわけがあります。

しかし、被災者のこれまでの言動からみて、5パーセント、150万円の自己負担を拒否するはずはないし、本人に再確認してもテラセル工法の変更は承諾したが、5パーセント、150万円を拒否したことなどない。明確に述べているわけがあります。

また、紹介議員に聞いたとしても5パーセント、150万円を被災者は拒否したわけではな

い。拒否したわけではなくて、表現があいまいだったかもしれないと言っているわけであり
ます。この問題は事件の今後を左右する重大な問題でありますので、被災者側の負の証言と
しないで、事実を冷静に確かめることが本件解決の大事なポイントだと思いますが、町長、
どう考えますか。明確に答弁をいただきたい。

次に、星山線の3点目です。町長、9月議会での請願採択は自己負担問題を除いて、外し
て早期解決を当局に求めたものであります。

町長、議会が請願採択をしたからといって、問題解決の主体が議会に移ったわけでは全然
ないわけであります。主体はあくまでも町長であることをしっかり認識をすべきでありま
す。町当局は、このところ被災者とはちっとも話し合っていないと聞きますが、それでは事
態は打開できないし、問題も前に進みません。なぜ話し合いをこのごろしないのですか。議
会頼みでなく、町長が主体性をもって局面を切り開くよう、今回も強く要求をするもので
あります。答弁を求めるものであります。

次に、教育委員会の充実強化の問題であります。町長、今年の6月に地方教育行政法が改
悪され、教育委員長がなくなり、教育長は町長の任命となる。それに伴って、全国の市町村
は教育委員会関係の条例を改正する必要性が生まれているわけでありますが、それに若干連動
して、西伊豆町から教育委員会の2町統合の話も持ち上がっているわけであります。

少子化の進行で学校の生徒数が減少している問題は、確かにあるわけでありますが、各町
の教育は地元の教育委員さんが5名いて、独自性をもって行われているわけであります。松
崎には元は4つの小学校があって、中心の1箇所にとまりやすい地理的条件があったわけ
であります。西伊豆町は隣り合わせであっても縦一線になっており、地理的条件もかなり遠
く、広がっているわけでありますが、教育委員が5人でカバーするには無理があるわけ
であります。教育委員会は統合すべきではない。大統合すべきではないし、統合の検討もする
必要はないと思いますが、いかがですか。内部の検討はもちろん大いにやる必要はあるとは
思いますが、2町の統合の検討を公式の場ではする必要はないと思いますが、いかがでし
ょうか。答弁を求めます。

次に、教育委員の充実強化の問題の2点目です。町長、わが町は共同調理場の建設を第5
次総合計画では平成28年度に予定をしているわけであります。今のところ、現在の方式と同
じ松崎町単独の共同調理場建設の方向になっているわけでありますが、さっき共同化を検討
しているという答弁もしておりましたが、議員の中にも大合併の主張も一部にはあるわけ
であります。西伊豆町からの調理室の共同化の働きかけはどのようにあるわけですか。説明

をいただきたい。

次に、西伊豆町との調理場の合併はすべきではないという点です。町単独の現給食センター方式を守るべきだと思いますが、いかがですか。お答えいただきたい。

給食調理場は大規模化すればするほど広域になり、配送には時間がかかり、短時間で調理して仕上げるメニューを選択しなければならなくなる。これはもちろんご存じのとおりであると思いますが、弊害が大であります。

少子化で食数が減って、人件費コストも大きくなる問題はもちろんあるわけですが、最大限努力しても各校方式に近い方式をとるべきであります。わが町は、町単独の現給食センター方式を守る努力を最大限する必要があると思いますが、町長の・・・、あるいは教育長の見解もお聞かせください。

次に、教育の最後の問題です。町長、はじめに述べたとおり、地方教育行政法、これは略称ですが、今年の6月に改悪されて、それに伴い全国の市町村は教育委員会の関係条例改正をする必要になっているわけであります。

わが町・・・、教育長の任期が改選されて間もないため、次の改選まで条例を変えなくてもよいということになっていることから、時間が若干余裕があるとは思いますが、条例整備改正はいつやる予定ですか。また、どんな対応をする予定ですか。お答えいただきたい。

その場合、教育長は今までどおり教育委員会選任でなく、町長の指名で議会の同意でなることから、町長の下部組織的存在、位置づけに片方ではなるわけですが、教育委員はこれまでどおり議会で承認が必要な住民自治組織的な存在で、役割をもっているわけであり、教育長と同等の合議権をもっているわけであり、この住民自治組織の役割を果たせるよう配慮をし、教育委員の立場も十分尊重した条例改正、教育委員会関係条例の整備運営を図るべきだと思いますが、いかがですか。

さらに、先日教育委員会の議事録を見せていただくこうと思って問い合わせたところ、教育委員会は議事録を作成していない。義務設置でなく、任意設置になっているので、調製していないということでありましたが、念のために例規集を見ましたら、議事録は作るようになっていて、任意事項ではないわけであり、いま始まったことではないそうではありますが、この教育委員会の権威を高めるために作るべきだと思いますが、どうしていま作っていないということでしょうか。ご説明いただきたいと思います。

以上、檀上からの初回の質問を終わります。

(町長 齋藤文彦君 登壇)

○町長（齋藤文彦君） 鈴木源一郎議員の一般質問にお答えします。

1. 星山線崩落災害いつまで放置するのか。①「星山線崩落災害は発生後すでに3年になろうとしているが、現場はいまだ未着手で常軌を逸している。費用分担で被災者が譲歩しなければ復旧工事はやらないで放置するのか」についてです。

一般的に建設工事を実施するには、工事個所地権者の用地協力や受益者負担の承諾等関係者との事前合意、了解を得た上で、初めて工事に着手することになります。本件星山線については、ご承知のとおり相手方との合意に至っておりませんので、現場の応急保護シートの点検修繕を行うこと以外、残念ながら現状の状態のままでいかざるを得ません。

②「請願審議での紹介議員の証言した「被災者は5%、150万円の受益者負担を拒否した」と言うのは事実と違っている。被災者はテラセル工法の変更を承諾しただけだと主張している。事実を確かめる必要があるのではないか」③「請願は自己負担を除いて採択したものである。町長は早期解決のため被災者との合意に主体性をもって当たるべきではないか」についてです。

本年9月議会において審議された町道星山線問題の請願については、問題の早期解決を図るよう趣旨採択されました。この議会の議決を踏まえ、改めて調停を申し立てる準備を進めておりますので、申立書が出来次第、議会の了承をいただいて相手方との交渉に臨んでいく考えであります。

2. 教委の充実、強化をはかれないかについて。①「教育には各町の独自性がある。教委の西伊豆町との統合はすべきではないし、統合の検討もする必要はないと思うが、どうか」についてです。

少子高齢化により人口が減少する中で、共通の事務を広域で行うことは事務の簡素化、経費の節約が期待できますので、検討することは必要かと思えます。

仮に教育委員会が一つになっても、公立学校は学習指導要領に基づき教育課程を編成することが原則であり、指導要領を順守しながら各学校において創意工夫を生かした指導計画を作ることになっていきますので、学校現場においても影響は無いものと思えます。

②「学校給食の西伊豆との合併はせず、町単独の現給食センター方式は守るべきだと思うが、どうか」についてです。

共同調理場は、施設・設備とも老朽化しているため、新しい共同調理場の建設を計画し、伏倉町営住宅跡地を建設予定地に決定したものです。

西伊豆町においても共同調理場の建て替え時期に来ていますので、将来子どもの減少が見込

まれる中で、同規模の施設をそれぞれが建設するよりも共同で建設することは建設費等の負担が削減でき、両町にとってもメリットがあり、共同設置は検討する価値があると思います。

現在、その可能性を判断するため、両町の教育委員会事務局で調査研究をしているところです。

③「法律の6月改悪にともなう教委関係条例の改正についての対応はどうするのか。その場合教委が町長の下部組織でなく、住民自治組織としての役割をはたす立場で改正充実をはかるべきだと思うが、どうか」についてです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長の身分が一般職から特別職に変わるとともに、教育委員長職の廃止、新教育長の職務の変更等条例・規則の改正が必要になってくるものがあります。

しかし、平成27年4月1日に新制度に移行する場合には、それまでに新しい条例・規則を制定する必要がありますが、経過措置により旧教育長が在職する場合は必ずしも平成27年4月1日までに制定する必要がありません。

改正後の教育委員会は、引き続き地方公共団体の教育行政を自らの責任と権限において、管理執行する合議制の執行機関であり、その意思決定は教育長及び委員による会議において、出席者の多数で決められます。

また、教育委員の職業等による偏りが生じないよう配慮するとの規定も改正後も維持されていますので、一般の住民の意向を教育行政に反映する「レイマンコントロール」の考えは変わっていません。

○10番（鈴木源一郎君） 一問一答でお願いします。

○議長（稲葉昭宏君） 許可します。

○10番（鈴木源一郎君） はじめに、教育関係のことで町長に答弁いただいたわけですが、教育長も合わせて何か答弁がありますか。説明いただきたいと思います。

○議長（稲葉昭宏君） 教育長、いかがですか。質問の内容は大丈夫ですか。もう一度説明してもらいますか。よろしいですか。

○教育長（山本正子君） 全般のすべてのことについては、その都度一問一答でお答えしようかと思っておりました。

それから、最初に議事録の関係が先ほどありましたが、議事録はとっております。公開の必要は、現在はないということで公開はしておりませんが、議事録は毎回の委員会のものをとっております。それだけ先に申し上げます。

○10番（鈴木源一郎君） それでは、星山線のところから一問一答でやっていきたいと思えます。

星山線は、今はじめに指摘をしたとおり、3年になろうとしているわけですが、この先方が5パーセント、150万円というような線を決して譲らないというような事態になっているわけですが、この譲歩がされなければ、もう解決しないんだという立場を頑なにとっているようにみえますが、町長、そういうことですか。

これは、結局迷宮入りみたいなもので、向こうはそういうふうに5パーセント、150万円というのは、「おらの方で言ったわけではないんだよ」ということをはじめから言っていて、今も言っているわけですが、ですから、そういう点では、その譲歩をしない限りことが前に進まない、だから、問題は解決しないんだという立場なんですか。

○町長（齋藤文彦君） 分担金が変わらなければ、なかなか解決はないと思っています。ただ、先ほど藤井要議員の一般質問にお答えしたとおり、9月の初めに請願が出されて、議会で趣旨採択されたわけですね。それで5パーセントはだめだと。それで早期に解決しなさいということで、やっぱり一番早く、早期に解決するのはやっぱり調停でやるのが一番早いのかなと感じてやっているところでございます。

○10番（鈴木源一郎君） 町長、公式には、あるいは議会の一般質問の私のやり取りなんかは、ずっと15パーセントのラインを譲らないと、もうそれより低いような数字を出すようなことはないと言い切っているわけですが、しかし、それは公式の話であって、前の質問者も言っていました、どうも・・・、地元に戻ってあとの内々の話とか、あるいは親しい友だちとの関係なんかで、どうも5パーセントあるいは150万円に近いような話をしていると、先ほども町長は否定していますけれども、どうもその話は実際にはそれにずれ込んだような話をしているというふうに聞こえるわけですが、どうなんですか。

○町長（齋藤文彦君） 私は、5パーセントうんぬんの話は、事故が起こって、直後ではありませんけれども、2～3か月後に早く解決しなければいかんと自分も思っていたので、私は5パーセントと言ったことはありませんけれども、それなりの裏で解決策を模索したのは本当でございます。ただ、調停で15パーセントが決まってからも私は15パーセント以下のことは言ったことはありません。

○10番（鈴木源一郎君） 前質問者にもそういうふうには言っているわけですが、結局被災者に地元の関係ですから、被災者に町長も15パーセントの線を絶対崩さないということばかりではないという話が伝わって・・・、いろいろな形で伝わっていくということから、被

災者の主張として5パーセントを崩さないということの確信が生まれているということではないんですか。どうもそういうように聞こえると、私どもが見ていてもそう思うということですが。

○町長（齋藤文彦君） 私が言わないことが、なぜそっちの方に伝わっているのか、私はわかりません。

○10番（鈴木源一郎君） 調停を再度やるという話になってきているようですが、調停というのは、5パーセント、15パーセントという両案があって、しかし絶対に双方が譲らないというなら、いくらやっただって調停にならないですよ。

だから、歩み寄るとか、いろいろなことが起こってきて、はじめて調停になるわけですけど、そのことは基本としては15パーセントを主張していくということはあるわけですが、あるけれども、調停の話し合いによっては、それはいろいろな曲折をすることになるということはお認めになりますか。

○町長（齋藤文彦君） 私がこの場で15パーセントを下げるとか何とかと言えるわけがないわけで、松崎町としては15パーセントを堅持していくということでございます。

○10番（鈴木源一郎君） ですから、調停のシステムもわかるわけですね。私どもに・・・、議会にも。だけど絶対に譲らないといたら、調停といたって、これは平行線ですよ。

本来、町長がこの問題の解決の主体のわけですね。主体のわけだから、町長の考えとして、先方とその点で話し合っていきたいということできなくちゃ話し合い、調停をする意味がほとんどないということになるんじゃないですか。どうなんですか、そこは。

○町長（齋藤文彦君） だから何回も言うように、私が15パーセントから下げますよというようなことを話し合うわけにはいかないですよ、町は。もう15パーセントで押していくしかないと思っていますよ。

○10番（鈴木源一郎君） 基本としては、そういうことだということですが、当然それなりに調停ですから、話し合っていくと、いろいろな曲折はするということが当然あってしかるべきだというふうに思います。

それで、2点目の方へ入りますけれども、請願で議事録を見ましても、議事録には、紹介議員が5パーセント、150万円で妥結する考えは被災者にはないんだと、だから、このことをみて、問題の解決が非常に難しいんだというふうに認識しているわけですが、そこはどうも違うようだというふうに思うわけですが、そのことについて、ここは大事なポイントですので、事件解決の。

町長はどんなふうを考えているか、お答えいただきたいと思います。

○町長（齋藤文彦君） 昔のことを、ああ言った、こう言ったと、何回しても前に進まないわけですね。ですから調停をお願いしているわけで、松崎町としては、この調停を早く進めていきたいなと思っています。

○10番（鈴木源一郎君） 調停はそういうことでやるんでしょうけれども、議事録にはそういうふうに出ているんですけども、問題解決の非常に大事なポイントとして、被災者が5パーセント、150万円ということ拒否している。それには賛同しないというふうになっているということになれば、なかなか解決は図れないということになるわけですね。それに関わるような証言が議事録にはあるからといって、それを盾に当局ががんばるということになれば、これはなかなか問題はさらに複雑に難しくなると、解決しにくくなるということがあるわけですけども、そのことはどうですか。調停を早くやるとか何とかという・・・、その今の議事録のことはどうですか。

○町長（齋藤文彦君） だから3年間いろいろあるわけですけども、昔のことをあれが言った、これが言ったといっても先に進まないわけですね。証明できないですもん、はっきり。

ですから、調停でやって、早く調停で進めていくしかないなと思っていますところですよ。

○10番（鈴木源一郎君） 町長、調停の話し合いになっても、中身になると、そこら辺に非常に大事なポイントがあると思うんですよ。

だから、このあいだの議会の請願の時の議論ですからね、いま私が言っているのは。ですから、そこは負の証言、被災者の方の弱点証言として、鬼の首を取ったみたいにやっていたって解決しないと思うんですよ。

だから、やっぱりそこは違った誤解を生んだ証言だということで、議論はそこを乗り越えて、さらに前へ進まない、行かないというふうに思うから言っているわけですけど、どうなんですか、そこは。

○町長（齋藤文彦君） 調停の中で、そのようなことが話し合われるかわかりませんが、私も、私は。

だけど、もう前に進めなければいかんと私も思っていますので、調停でなるべく早く終結をみたいなと思っていますところですよ。

○10番（鈴木源一郎君） それでは次にいきますが、請願を採択した、趣旨採択をした。その後、町当局の動きがどうも解決の主体が議会に半ば移ったんじゃないかと思えるような動

きがあるわけですね。被災者ご本人さんにも「来ないよ。この頃」「町の方は来ないよ」という話をしているわけですが、この議会で請願が採択された。趣旨採択されたということであっても、問題の主体はあくまでも町長のわけですね。示談交渉、調停にしても中心はやっぱり町長だと思うんですよね。町長がそれなりに英断をもってあたらなければ、前進しない。前に進まないということが、きちっと調停をやっても起こると思うんですよ、今後も。そこはどうなんですか。

○町長（齋藤文彦君） 議会が終わったあと、先ほど藤井要議員の時にも課長が答えていましたけれど、交渉しているわけですね。ただ、その英断というのは、私の英断というのは、どういうのが英断か私はわかりませんが、調停を進めることが英断だと私は思っています。

○10番（鈴木源一郎君） 町長、5パーセント、150万円という、その被災者の主張ですね。主張は、この種の災害に今後とも悪例になる。これが譲ると悪例になるから、譲れないと、基本としては。というのを思っているわけですね、町長は。

だけど違うと思うんですよ、これはやっぱり。どう考えても特殊事情だということを認識したうえで事にあたるということをしませんと、これは解決を図れないと思いますよ。どうですか。

○町長（齋藤文彦君） そのようなことを何回もこのあいだ議会の中でやってきたわけですね。そして趣旨採択ということになって、もう5パーセントはだめだよと、それで解決を図りましょうということで調停を進めているわけですから、これでいきたいなど。

○議長（稲葉昭宏君） ちょっと町長、申し上げますけれど、議長の方から。

ある程度の反問は、町長の方の反問は許します。

そうしないと、やはり質問の内容が、趣旨がはっきりしませんから、町長の方のある程度の反問は認めるということでやっていただきたいと思います。

○10番（鈴木源一郎君） 星山線の問題は最後にしますけれども、やっぱり特殊事情を認め、先方との妥結点を見出さなければ、事が進まないということは明瞭のわけですから、そこに目指して、町長が突っ張っていくということだけいっていたら、それは両方向になっていくと思うんですよね。

だから、それなりの妥結点を見出すという努力を町長もすべきだと思うんですよ。先方が譲ってこなければ、かたがつかないと・・・、いっていたら、これはもうどこまでもそうなりますからね。どうなんですか。そこは。

○町長（齋藤文彦君） 反問権のことでいいですけども。じゃあ、もし、鈴木さんが町長だったら、土屋さんとどういうふう交渉しますか、こういう立場で。

15パーセントを譲って、私は15パーセントにしますよとか何とかといくわけですか。それじゃあ、議会を通らないでしょう。

○10番（鈴木源一郎君） 15パーセントじゃない。5パーセントだと思いますね。5パーセント、150万円とかという線を重要なベースにして、物を考えるということを行いますよ。

それは悪例になるとは限らない、ならないですよ。だから、やっぱりその被災者に近い主張を汲んで、妥結点を見出すというふうにしますよ。

町長、そうすればいいでしょう。

○町長（齋藤文彦君） 鈴木さん、9月の定例会で5パーセントは議会で否決されたわけですよ。それを出すといたら、議会がおかしくなっちゃうじゃないですか。

私も早く解決したい気持ちは本当にありますよ。だから、この調停が本当にうまく行って、うまく収まってくればいいなと思うところでございます。

○10番（鈴木源一郎君） いや、9月議会で否決ではなくて、外して、その判断はしないと、議会は。だから、別の早期解決の部分だけ採択するというをしたわけですよ。別にそれを否決したわけじゃないんですよ、あれは。

前へやります。教育委員会の問題は、教育委員会そのものの統合については、どのくらい西伊豆町からの働きかけがあるわけですか。

教育は、はじめの質問で言いましたように、5人の委員さんがいて、それでそれぞれ地元委員さんがいて、それぞれ地元の立場に立っていろいろなことをやってくれているわけですね。

だから、特に西伊豆町との合併となると、ずっと土肥の近くまで西伊豆町ですから、縦長の町になるわけですね。だから、非常にその目が行き届かないという問題が起こってくるわけですから、教育委員会の大統合はすべきではないと思いますけれど、そこはどうなんですか。

○町長（齋藤文彦君） 首長間ではもう2年くらい前から教育委員会に関しては、広域でやって・・・、研究しようじゃないかということで、町長と話をしているわけでございます。

今度、西伊豆町も教育長が県から来まして、教育委員会が合併してうまくいっているところがあるというようなことを聞いていますので、視察に近々行くようなことになっていきます。

それであまく・・・、どのようなことになっているか、みんなで研究してみたいと思っ
るところです。

○10番（鈴木源一郎君） ぼくも教育委員会の活動とか、教育委員会の方針とかというの
は疎くてあまり認識してなかったんですけども、このごろ教育委員会の関係法令が、法律
が変わって、条例も変えるということになってきつつあるということから、ちょっと関心
を持って、若干研究をしているわけですけども、やっぱりなんというか、地域の特徴、地域
の特性というのを非常に大事だと思うんですね。そういう面では、大合併は合理化で、そ
ういうあれも、風潮もあるわけですけども、やっぱり独自性を持った教育をしていくことが
尊重されるべきだと基本は思うわけですけども、どうなんですか。

○教育長（山本正子君） 2つの町の教育委員会の統合については、視察をという話まで出
ていることは事実でございます。その方向でというよりも、どういうメリット、デメリットが
あるのか、情報を収集しようという意味合いの視察だと心得ております。

それから、委員会が統合する話の窓口にたっているとはいっても、2つの町が合併するわ
けではありませんので、松崎町立の学校として、松崎町らしさを学校教育の柱にすることは
これまでと変わらないと思っています。

現在も子どもたちは、音楽会や体育大会、水泳大会など、隣の町に住む西伊豆の子どもた
ちとそれぞれ高め合い、競い合っています。そういう関係はこれからも大事にして行きたい
なと思っていますところなんです。

ですから、単に行財政の効率化という面だけではなくて、両町の子どもたちのためになる
改革ということでとらえて、これから勉強していきたいと私自身思っております。

○10番（鈴木源一郎君） 大いにそれぞれの町の特性を活かした教育のあり方を探求してい
ただきたいと思うわけですが、教育委員会の次の問題として調理室の統合のことが朝の質疑
にも出てきたわけですが、少子化が進行してくるということは事実あるわけで、食数が減る
ということがあるわけですが、一方、やっぱり調理場というのは大きくすれば広くなって、
搬送の時間がかかる。それに伴ってメニューも限られてきて、長い距離を運ぶのに必要なメ
ニューになるということは否めないところだと思うんですが、その考え方はどんなです
か。

西伊豆町ともいろんな話があったという話ですが、広くなれば、極端に言えば、伊東園の
ような、伊東園が伊東で食事を作って、フード車で運んでくるというようなスタイルになっ
ているわけですね。ああいうように遠くの距離を運ぶことになると、弊害が出てくるという

ことは明らかだと思うんですが、どうですか。

○議長（稲葉昭宏君） 鈴木君、時間がありませんけれども、延長しますか。

○10番（鈴木源一郎君） 延長を。

○議長（稲葉昭宏君） 5分間延長します。

○教育委員会事務局長（石田正志君） 給食の搬送につきましては、現在の松崎中学校に併設していますが、それ以外は搬送車、給食車で運搬していることですので、広くなるか、狭くなるか、状況は変わらないということをご理解いただきたいと思います。

広域ということ、これは西伊豆町との共同設置ということになりますと、当然松崎町は伏倉町営住宅跡地ですね。あそこへ単独でもそこは変わらないわけです、共同設置になった場合でも。そうしますと、松崎町の場合はそれほど影響はないだろうということでございます。

ちなみに、給食については、調理から2時間以内に食べられるようにということで、一応時間の制限が、これは決められています。ですから、もし仮に西伊豆町と一緒にやる場合、当然その時間内の搬送方法を考えなければならないし、また、それによってメニューが今よりも変わるとかということはありませんと思います。

栄養価をいうのは決められているわけですから、必ずそれを計算して・・・、栄養士が計算しますから、それが変わるということはありませんと思います。ただ搬送時間は当然、西伊豆町さんの場合は、松崎よりも遠くなるわけですが、それは運ぶ箱ですね。コンテナとか、そういう保温性のあるものとか、そういう検討をしておけばある程度カバーできるのではないかと考えております。

○10番（鈴木源一郎君） 事務局長は、あまり弊害がないのではないかとというような趣旨の答弁のようですけれども。給食そのものは、まず調理室そのものは合併しても伏倉に造るという方向は、仮に合併した場合もだいたいそこに決まっているという解釈でいいわけですか。

○教育委員会事務局長（石田正志君） はい。場所については、松崎町は町営住宅跡地で決まっております。共同設置の場合でもそこを候補地として西伊豆町さんに話をしております。

○10番（鈴木源一郎君） 固めてあるわけではないですか。そこに固まって・・・、およそ固まっているということじゃないですか。

それと、やっぱり給食そのものは、ぼくも詳しいことはわかりませんが、例えば20分とか10分とか、早く仕上げて運搬するということは、メニューが限定するということにならざる

を得ないと思うんですよね。だから、やっぱり給食の大規模化、調理室の大規模化は結局メニューの制約をどうしても生んでくると、メニューがどうしても、おいしいものが減ってくるというふうにならざるを得ないというふうに聞いているわけですけども、どうなんですか。

- 教育委員会事務局長（石田正志君） それは施設の規模のことだと思うんですけど、仮に今の松崎町の共同調理場で2町分の食事を・・・すれば、当然、調理能力というのはありませんから。新しい調理場はそれなりに両町の食数を計算した施設を建てますので、当然、時間内に調理ができる規模のものを設置していかなければならないということになります。

今の共同調理場というのは、大変機器が進んでおりまして、いろいろ機能的になっていまして、ですからメニューが落ちるということはまずあり得ません。そういうことをしてはいけないと思っています。

- 10番（鈴木源一郎君） 給食に携わる職員のスタッフは給食の反応・・・、いわゆる給食を食べて、おいしかったよという反応が非常に励みになるという話をしているし、調理のメニューを書く人たちだって、そういうことがあると思うんですよ。だから、やっぱり自校方式が非常に大事だといって、高崎とか自校方式をやっている町村も多いわけですね、がんばって。だから、そういう点では松崎もなるべく今の規模のセンター方式ですけど、一応センター方式ですけど、そこを守っていくのがどうしても必要じゃないかと思いますが、いかがですか。

- 教育長（山本正子君） 学校には給食週間というような給食に感謝する週間などを作っている取り組みがあります。ですから、そういう時に、調理してくださる方や材料を提供してくださる、生産してくださる方に感謝の気持ちを込めた感謝の会のようなもの、お手紙を書いて届けるというようなこともしていますので、学校の建物から給食室が遠くなって、そういう感謝の面が十分にとれなくなるということは避けていく方法はあると思います。

- 10番（鈴木源一郎君） 避けるようになるべく子どもの声が聞こえてくるというふうにしていくというのは非常に大事なことだと思うわけですけども、じゃあ、広く大規模な共同調理場が・・・、やるについてもね、カバーは心がけるということで答えていると思いますが、やっぱりそういう欠落というか、弱点はあると思うんです。

次に進みます。最後の点ですが、教育委員会の法律改正によって条例改正をしていかなければならないというわけですが、条例改正の主な大事なポイントというようなことは、何か、局長、思っていますか。

○教育委員会事務局長（石田正志君） 教育長が新教育長になるのに伴いまして、条例改正が必要なものが、一応列記されているものがございます。条例でいきますとだいたい4本くらい、教育委員会の委員の定数条例ですね、定める条例とか、教育長の職務専念義務の特例に関する条例、それから教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例、特別職の職員の給与等に関する条例、特職の職員の退職手当等に関する条例等が考えられるということを示されております。

ただ、これは町長の答弁で申し上げましたとおり、松崎町の場合は、旧法の経過措置を適用しますので、現教育長が任期終了するまでは条例は作らなければならないということではありませんので、時期をみて整備していきたいということでございます。

○10番（鈴木源一郎君） 何か解説書などによると、今回の法律改正によって条例改正が必要になる全国市町村。そのマニュアルはないと、マニュアルらしきものはないと。やっぱり任意独創的にそれぞれが考えて整備充実を図るということだそうですね、そうなんですか。

○教育委員会事務局長（石田正志君） 国からああいうふうに、こういうふうにとするのは特にありません。ただ、改正等で対応できるものがほとんどだと思いますので、特にそれを出してきていないんじゃないかと思います。特に国から準則的なものは来ておりません。

○議長（稲葉昭宏君） 鈴木君、時間ですからまとめに入ってください。

○10番（鈴木源一郎君） 議事録がないという話を先ほど言いましたが、教育委員会の議論もグレードアップしていくというようなこととかを考えると、議事録の整備を図って、一般公開もしていくということが非常に大事な点としてあると思うんですよ。

職員体制なんかが十分でなければ、それなりに充実化を図ってやっぱり選ばれた権威のある教育委員会を、より権威ある教育委員会をつくっていくということが大事だと思いますので、ぜひその点でお考えがあったらお答えください。

○教育委員会事務局長（石田正志君） 先ほど教育長が申し上げましたように議事録は作っておりますので、ただ、それを法律とか、教育委員会の規則では公表をしなさいとか、そのようなことは特に謳っていないので、そういうことにしているだけでございまして、今度の法律の改正の中で、教育委員会の会議録につきましては議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならないというのが新たに新設されていますので、今後はそういう方向になると思います。

○10番（鈴木源一郎君） 議事録も今度の新法でも努力目標の参考書もあったんですけど

も、ぜひ教育委員会の充実、強化のためにがんばって努力していただきたいと思います。よろしくお祈いします。

以上、質問を終わります。

○議長（稲葉昭宏君） 以上で鈴木源一郎君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後 1時55分）
